

補助の概要

耐震診断・耐震改修の補助を受けられる条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの（アパートは含まない）
- ②在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
- ③昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅（一部併用住宅を含む）
- ④過去に本要綱に基づく耐震診断を受けた住宅、あるいはその他の耐震診断等の補助を受けていない住宅
- ⑤阿蘇市住宅・建築物耐震診断事業を活用し、上部構造評価点が1.0未満と評価されたもの

※上記①～④の全ての条件を満たす場合は耐震診断、①～⑤の全ての条件を満たす場合は耐震改修の補助を受けられる可能性があります。詳しくは建設課建築営繕係までお尋ねください。

補助対象者

- ①補助対象住宅を所有している者で、市税などの滞納がない人
- ②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

補助金の額と募集戸数

（耐震診断）診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万8千円を限度とします。

（耐震改修）改修に要する経費の2分の1以内の額で、1戸につき60万円を限度とします。

※補助金を越える費用は自己負担となります。

耐震診断の応募戸数：10戸（先着順）

耐震改修の応募戸数：2戸（ 〃 ）

受付期間 5月1日缶から11月30日缶

受付時間 午前9時から午後4時まで

戸 建て木造住宅の耐震化を促進し、地震による倒壊から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを指すことを目的に、耐震診断・耐震改修を行う場合、所有者に対して補助金を交付します。

安全ですか？あなたの住まい
耐震診断・耐震改修の費用を補助します

●建設課 建築営繕係
☎22・3187



阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店
熊本県各市町村福祉契約店

財団法人 日本眼鏡技術者協会登録・認定眼鏡士の店
認定補聴器技能者 阿蘇品 伸三
認定眼鏡士 古物商許可

補聴器の効果が見てわかる
「補聴器効果測定」実施中！

～補聴器無料相談のお知らせ～

阿蘇温泉病院 毎週火曜日
午前10時～

あそしな

※ご自宅までの送迎・出張サービスは無料で行っております。

☎0967-22-3619 携帯 090-4678-2995

広告

身近な道路・河川を地域の手で美しく！
「道路河川環境美化コンクール」

建設課 管理係 ☎ 22・3187

市では、道路・河川の環境美化や住民の憩いの場づくりを推進しており、その一環として「道路河川環境美化コンクール」を実施します。日頃から道路・河川・水路の美化活動を行われている団体の皆さんは、ぜひご応募ください。

コンクールの概要

- 対象** 地域生活に密着したすべての道路・河川・水路（延長20㍍以上または面積50平方㍍以上）
- 内容** 花などの植栽による環境美化活動
- 資格** ボランティアによる各種団体（任意の団体でも参加できます。）
- 締切** 6月5日（金）午後5時まで
- 審査** 7月から10月上旬にかけて管理状況・見栄え等の審査を行います。
- 表彰**
 - ▶最優秀賞（1点） 賞金50,000円
 - ▶優秀賞（2点） 賞金20,000円
 - ▶佳作（5点） 賞金10,000円

※入賞者には、直接通知するとともに「広報あそ」で紹介します。
※事故などの責任及び参加に関する全ての費用は、参加者の負担とします。
花などの種子・苗代については、少々ではありますが助成があります。

●申し込み・お問い合わせ

建設課 管理係 TEL 22-3187（直通）

二輪車等の軽自動車税額変更が
延期されました

税務課 市民税係 ☎ 22・3148

広報あそ平成26年7月号で、本年度以降の軽自動車税額変更についてお知らせしましたが、国の税制改正により二輪車等の税率適用が1年間延期され左表のように変わりました。
取得の時期に関わらず平成28年度から左表のとおりとなります。

●軽自動車税の年額

（平成28年度分以降の原動機付自転車及び二輪車・小型特殊車等）

車両区分	現在の税額 (H27年度まで)	改正後の税額 (H28年度から)
二輪 総排気量 250cc 超	4,000円	6,000円
二輪 総排気量 125cc 超 250cc 以下	2,400円	3,600円
原付 総排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
原付 総排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
原付 総排気量 50cc 以下	1,000円	2,000円
原付 ミニカー	2,500円	3,700円
専ら雪上を走行するもの スノーモバイルなど	2,400円	3,600円
小型特殊車 農耕用トラクター・コンバインなど	1,600円	2,000円
小型特殊車 その他事業用	4,700円	5,900円

軽自動車税の
障がい者減免申請をお忘れなく！

● 税務課 市民税係
☎ 22・3148

○ の軽自動車税の減免は、障がい者が所有し、使用する軽自動車などについて、軽自動車税を減免することにより、障がい克服し、積極的な社会参加を行うことができるよう税制上の配慮を行うものです。

● 軽自動車税の減免を希望される場合は、申請に必要な書類をご確認のうえ、5月25日(木)までに申請してください。

● 手続方法

申請に必要な書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いいたします。なお、前年度に減免を受けた方も手続きが必要となります。

また、障がいの種類や等級により、該当とならない場合があります。

● 減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類 (○…必要 △…該当する場合に必要)

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な方などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
所有者	身体障がい者など			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障害者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	●車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障害者手帳(原本)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款(若しくは定款変更認可書)の写し ③自動車運行状況書 ④写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書(注1)		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書 通学・通所証明書 生業などの証明書		△	△		

(注1) 生計同一世帯証明書 ・ 身体障害者等と日常生活の資を共通している同居の親族(配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内)でない場合に必要です。

65歳以上

「成人用肺炎球菌」予防接種の費用の一部を助成します

一の宮保健センター ☎22-5088

肺

肺炎球菌の予防接種は、平成26年10月から定期の予防接種となり、対象者に対し自己負担額の一部を助成しています。

肺炎球菌は、肺炎などの呼吸器の疾患を起こす原因菌で、免疫力が低下した高齢者がかかりやすい病気です。症状は咳、痰、発熱などの風邪の症状に似ています。しかし、慢性気道感染症、中耳炎、敗血症、髄膜炎などの合併症を引き起こすなど、症状が重くなる場合があります。

左記対象となる方は漏れのないよう接種し、予防に努めましょう。

助成の概要

●対象者

▶本年度に次の年齢になる人 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人

▶60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある人

※65歳以上の方は、一生のうち1回限りの接種となりますので、今までに接種したことがある方は、接種の対象となりませんのでご了承ください。

※対象年齢以外の方は、次年度以降に順次対象となります。

●対象期間

平成28年3月31日まで

●接種回数・費用

1回・自己負担額 2,000円（市の助成額：6,050円）

●予防接種を受けられる医療機関

一部を除く市内医療機関、阿蘇立野病院、上村医院（詳しくは一の宮保健センターにお問い合わせください。）

●その他

▶問診票は実施医療機関にあります。

▶接種を希望される方は、事前に実施医療機関にご予約ください。

▶上記の医療機関以外で接種を希望される方は、一の宮保健センターまでご連絡ください（☎22-5088）

80歳以上

8020健診を行います！

一の宮保健センター ☎22-5088

左

記の日程で8020健診を実施します。8020とは、80歳で20本以上自分の歯をもつことで、健全なそしゃく能力が維持できると言われています。8020達成者には、阿蘇郡市歯科医師会より賞状及び記念品が贈呈されますので、この機会にたくさんの方の受診をお待ちしています。

健診の概要

●対象者 満80歳以上で自分の歯が20本以上ある人

●料金 無料

●健診期間 5月18日(月)～29日(土)まで（土日は除く）

●実施医療機関（阿蘇郡市歯科医師会加入の医療機関）

市原歯科クリニック、武藤歯科医院、阿蘇温泉病院、そのだ歯科医院、田代歯科医院、安光歯科医院、佐藤歯科クリニック、波野診療所

※各医療機関で直接お申し出ください。



むし歯や歯周病は歯の喪失に大きく関係しており、結果として歯だけに限らず全身の健康にも影響します。生活習慣病と同じように自覚症状がなく進行することも多いです。歯科検診は自分の健康状態を確認できるひとつになるので、日頃から定期的な歯科検診を受診しましょう。